

令和8年産「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン

Ⅰ ランク分け

農産物検査及び食味分析の結果に基づき、以下の2区分に分ける。

	プレミアムクオリティ	ひめの凜 (プレミアムクオリティ以外)
等 級	1等	1～3等
玄米タンパク質含有率 (水分 15%)	6.3%以下	-
水 分	14～15%	-

Ⅱ 販売用パッケージのロゴマーク等の表示方法〈消費者向け販売者〉

1. ランク毎のひめの凜のロゴマークと認定マーク表示方法

《プレミアムクオリティ》

原則、ロゴマークと認定マークをいずれも表示すること。



ロゴマーク



プレミアムクオリティ

認定マーク

《プレミアムクオリティ以外》

ロゴマークのみ使用することができる。(認定マークは使用不可)

ただし、農産物検査で規格外となったもの及び未検査米は、ロゴマーク及び認定マークは使用できない。

2. ひめの凜のロゴマークの大きさ

ロゴマークは、販売用パッケージの表面の概ね 5 割程度とすること。(30 kg袋以上の大きさの場合は A4 サイズ程度とする)

ただし、パッケージのデザイン等の関係から、やむをえず5割程度の大きさを確保できない場合は、使用する大きさについて農産園芸課と事前協議を行い、了承を得ること。(ロゴマークが認識できない、または文字が読めない大きさのものは不可)

※認定マークは、「ロゴマニュアルの規定」に基づき、原則、直径 55 mmとする。

販売用パッケージのイメージ（例）



プレミアムクオリティ



プレミアムクオリティ以外

※農産物検査で規格外となったもの及び未検査米は、ロゴマークの使用不可（右図のみ）

3. パッケージデザインの事前協議

個別出荷者で販売用パッケージを作成する場合は、事前に農産園芸課に協議すること。（ロゴマーク、認定マークの許可申請は不要）

4. ロゴマーク、認定マーク使用許可

認定栽培者やPRに活用する場合は、使用許可は不要。

米穀小売業者やJAがロゴマーク、認定マークのデザインを使用する場合は、県に申請し、許可を得ること。

※詳細はロゴマーク使用規程を参照

Ⅳ 出荷販売先等

1. 出荷販売先〈全認定栽培者〉

「ひめの凜」が広く県民（消費者）に行きわたるよう、より多くの県民が「ひめの凜」を購入できる機会を作ること。

2. 「ひめの凜」の発売解禁日〈消費者向け販売者〉

発売解禁日は設定しない。

ただし、ガイドラインに基づき、適切に仕分・販売すること。